

介護保険特集号

平成29年8月20日発行
発行 草加市健康福祉部 介護保険課・長寿支援課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

地域全体で支える 新しい総合事業 が始まりました!

訪問型のサービス

地域の人がお買い物をお手伝い

通所型のサービス

ボランティア団体が主催する
サロンで仲間づくり

訪問型のサービス

地域の人がお掃除や
調理をお手伝い

通所型のサービス

地域の健康体操に参加して
楽しく介護予防

平成29年4月から、地域全体で支える新しい総合事業が始まりました。
この事業は、要支援1、要支援2の人が利用する介護予防給付のうち、ホームヘルプ（訪問介護）とデイサービス（通所介護）の2つのサービスを、市が実施する新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行するものです。市内では、4月から、新たな総合事業による訪問型サービスと通所型サービスが始まっています。

介護保険に関する問い合わせ

●草加市役所 介護保険課(第2庁舎2階)

☎922-1414(認定係)
☎922-1421(給付係)
☎922-1376(保険料係)
FAX922-3279



地域支援事業やその他高年者福祉 サービスに関する問い合わせ

●草加市役所 長寿支援課(第2庁舎2階)

☎922-2862(地域支援係)
☎922-1281(相談支援係)
☎922-1342(長寿推進係)
FAX922-3279



総合 相談

地域包括支援センターにご相談ください

■開所日時 毎週月曜日から土曜日まで 午前9時から午後5時まで
■休 所 日 日曜、祝日、12月29日から1月3日、その他臨時に休所する場合があります。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	お住まいの地域
谷塚・瀬崎地域包括支援センター (在宅福祉センターぎくの里内)	谷塚上町704-3	929-3613	谷塚町、谷塚1～2、 瀬崎1～7
谷塚西部地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン介護相談センター内)	新里町989-1	929-0014	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、 両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
草加中央・稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所西うさぎ内)	吉町2-2-21	959-9133	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町、 吉町1～5、稲荷1～6、中央1～2
草加西部地域包括支援センター (ケアステーションかしの木内)	草加4-5-1	946-7030	草加1～5、西町、氷川町
松原・草加東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	松江1-1-32	932-6775	松原1～5、栄町1～3、 松江1～6
安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム草加園内)	苗塚町200-2	921-2121	原町1～3、北谷1～3、北谷町、 小山1～2、花栗1～4、苗塚町
川柳・新田東部地域包括支援センター (介護老人保健施設翔寿苑内)	青柳8-52-37	932-7007	柿木町、青柳1～8、青柳町、 八幡町、中根1～3、弁天1～6
新田地域包括支援センター (クォーターヴィレッジ新田地域支援事業所内)	新善町6	946-0520	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、 旭町1～6、金明町、新善町

新しい総合事業を利用して自分

●介護予防・生活支援サービス事業利用の流れ



たとえばこのような人の場合

- ①要介護・要支援認定が必要で、サービスを利用したい人
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた人のうち、認定の更新を希望する人
- ③第2号被保険者（40歳から64歳まで）のうち特定疾病のある人

要介護・要支援認定

要介
1～

要支
1・2

非該

65歳以上の
人のみ

事業
対象

非該



たとえばこのような人の場合

- ①要支援の人で、認定更新時に予防給付の「訪問型サービス」「通所型サービス」のみを利用しており、今後も同様のサービスを希望する人
- ②これまでサービスを利用したことがない65歳以上の人で、「訪問型サービス」「通所型サービス」のみを利用したい人

新

基本チェックリスト判定

生活状況について25項目の質問に「はい」「いいえ」で答え、その回答結果で **事業対象者** になるか判定するものです。

要介護・要支援認定は、完了まで通常1か月程度かかりますが、基本チェックリストだと早く結果が出るため、認定申請手続きよりも迅速にサービスを利用できます。

基本チェックリストは、介護保険課やお近くの **地域包括支援センター** で受けられます。

基本チェックリスト(例)

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を つけてください)
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい 1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい 1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい 1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい 1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい 1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい 1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい 1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい 1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい 0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい 0.いいえ

「新しい総合事業」でこんなサービスが利用できます。

新 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・
要支援2の人

65歳以上で
事業対象者の人



訪問型のサービス

介護保険事業所が提供する身体介護、生活援助 (現行の訪問介護)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)、生活援助(食事の準備や調理等)を行います。

- 利用回数 週1回～ 地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。
- 利 用 料 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割★

週1回程度の利用	12,170円(1,217円)
週2回程度の利用	24,330円(2,433円)
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	38,595円(3,860円)



住民ボランティアによる生活援助(訪問型サービスB)

住民主体の自主活動として行う、ゴミ出しや買い物などの生活援助です。
(原則無料です。ボランティア団体により、実施地域、実施内容は異なります。)

●訪問型サービスB提供団体一覧(平成29年7月末現在)

団 体 名	所在地
ほんわかサロン(草加キングス・ガーデン)	遊馬町
医療生協さいたま草加支部ふれあいセンター・新田	長 栄

研修を受けた従事者など(NPO、民間等)による 生活援助(訪問型サービスA)

主に市の研修を受けた従事者等が訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を行います。



1回あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割★

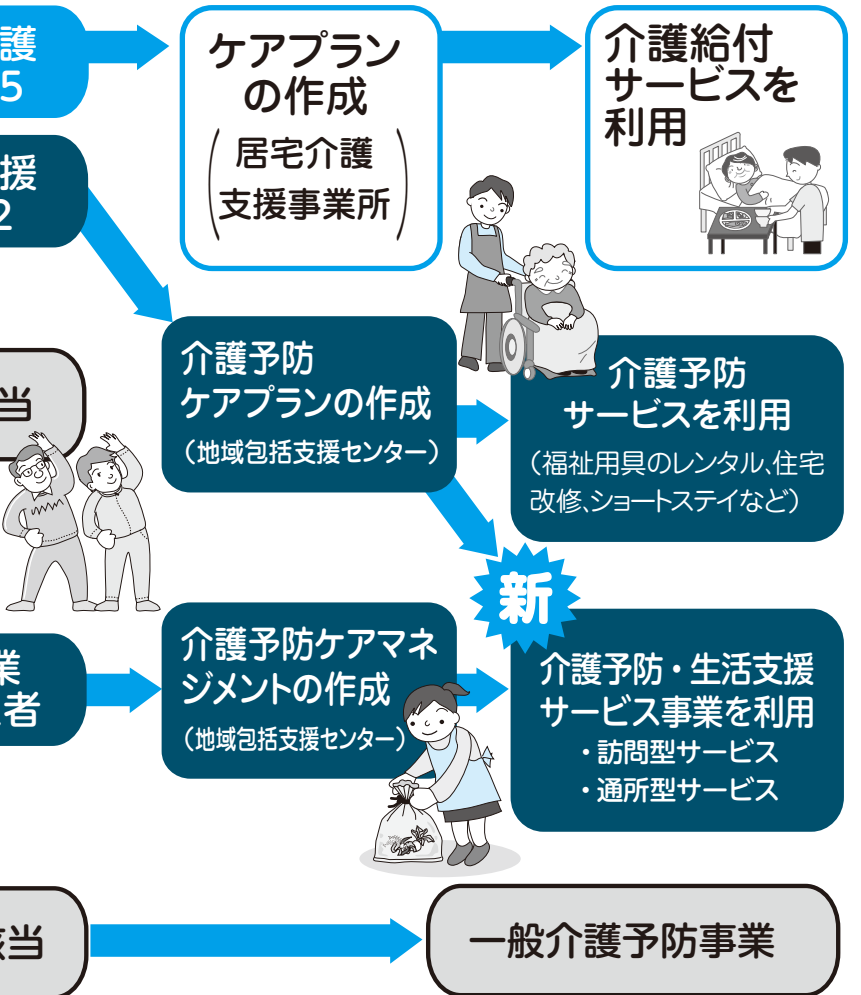
20分未満	1,000円(100円)
20分以上40分未満	1,500円(150円)
40分以上	2,000円(200円)

●訪問型サービスA提供団体一覧(平成29年7月末現在)

団 体 名	所在地
介護予防・生活支援サービスすみれ(草加市シルバー人材センター)	手代町
草加市社会福祉協議会	松 江
草加キングス・ガーデン ホームヘルプぶどうの木	新里町
訪問介護事業所 わ～くわっく草加	草 加
さわやかたすけあい草加	谷塚町
松原団地見守りネットワーク	松 原

分らしい生活が続けませんか。

流れ●



よくある質問!.....

Q1 介護予防・生活支援サービス事業が始まると何が変わりますか？

A1 要支援1と要支援2の人で、訪問型サービス（ホームヘルプ）と通所型サービス（デイサービス）だけを利用する人の認定手続きが変更されます。認定審査を省略して基本チェックリストを受けることで、**事業対象者**となります。事業対象者は、更新手続きは不要です。

Q2 事業対象者は車いすを借りられますか？

A2 借りられません。介護予防サービス（福祉用具のレンタル、住宅改修、短期入所（ショートステイ）、訪問看護、訪問入浴等）を利用するには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

Q3 要介護1から5までの人は何か変わりますか？

A3 要介護認定の手続きや、サービス内容には変更はありません。

Q4 高年者の介護のことで困っています。どうすればよいですか？

A4 お近くの**地域包括支援センター**にご相談ください。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域にある様々な社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として市が主体となって設置しています。地域包括支援センターでは、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ、地域で暮らす高齢者の保健、介護、福祉、医療などの総合相談・支援を行っています。専門職員がお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

※問い合わせ先は1面へ



通所型のサービス

介護保険事業所が提供する 機能訓練等の通所介護（現行の通所介護）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで行われます。

- 利用回数 週1回～2回
地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。
- 利 用 料 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割★

週1回程度の利用	16,914円(1,692円)
週2回程度の利用	34,681円(3,469円)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・運動器機能向上 225円/月 ・栄養改善 150円/月 ・口腔機能向上 150円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

**ボランティアが実施する体操、サロン等の通所介護
(通所型サービスB)**

住民が主体となって、体操やレクリエーション等を行う活動の場です。
閉じこもりや活動量の低下を防ぎます。送迎はありません。(原則無料です。お茶代等は実費負担となります。)

●通所型サービスB実施団体一覧（平成29年7月末現在）

団 体 名	所在地
松原団地見守りネットワーク	松 原
医療生協さいたま草加支部ふれあいセンター・新田	長 栄
ほんわかサロン(草加キングス・ガーデン)	遊馬町
くらぶルーム「花グループ館」 (生活クラブ生活協同組合草加支部)	金明町
みんなのひろばあきちゃんち	西 町

★一定以上所得者は2割負担

研修を受けた従事者など(NPO、民間等)が実施する レクリエーション等の通所介護(通所型サービスA)

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、運動やレクリエーションを行います。閉じこもりや活動性の低下を予防する活動を行います。原則、停留所方式の送迎があります。

サービス費用のめやす ()内は自己負担1割★

1回あたり	3,000円(300円)
-------	--------------

※食費、日常生活費は別途負担となります。

●通所型サービスA実施団体一覧（平成29年7月末現在）

団 体 名	所在地
草加キングス・ガーデン デイサービス クローバー	遊馬町
デイホーム わ〜くわっく草加	草 加

ホップ教室(通所型サービスC)

保健・医療専門職が生活機能を改善するための運動、栄養、口腔、認知機能の介護予防プログラム（週1回4か月間）を実施します。

（送迎あり。利用料は原則無料です。教材費等は別途負担となります。）



宋養

□腔

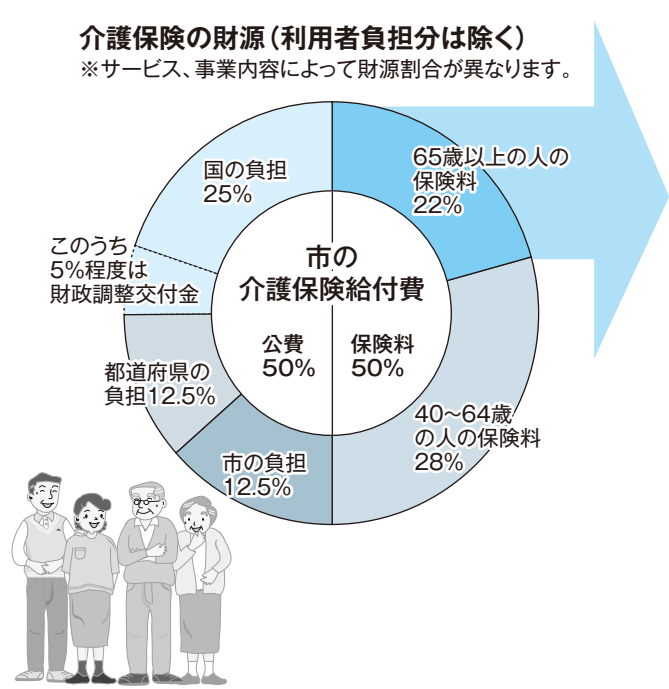
運動

介護保険は皆さんの保険料で支えられています。

40歳から64歳まで医療保険料（税）に含まれて支払っていた介護保険料は、65歳以上になると支払方法が変わり草加市に納めていただくようになります。

65歳以上の人々の保険料は、介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。基準額は3年に1度見直されます。来年度（平成30年度）は見直しを行う年です。

65歳以上の人々の介護保険料(平成27～29年度)



40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

所得段階	対象の方	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,840円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.67	39,960円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.75	44,730円
第4段階	●本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額×0.87	51,890円
第5段階	●本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額	59,650円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	71,580円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	77,540円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	89,470円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	101,400円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.85	110,350円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×2.00	119,300円

草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の人々の負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。申請ができる人と減免割合は右表のとおりです。ただし、これまでに介護保険料の滞納がない人に限ります。

申請日によって減免できる金額が違いますので、お早めに介護保険課まで。

減免割合	介護保険料の所得段階	課税年金収入額と合計所得の合算額	要件
2分の1	第1段階	60万円以下	①住民税課税者と生計を共にしていない ②住民税課税者から扶養を受けていない ③自宅を除き活用できる資産がない ④預貯金の金額が300万円以下 ⑤生活保護受給者でない
4分の1	第2段階	120万円以下	
免除	介護保険が適用されない施設(精神病院など)に入所している人		6か月以上入所し退所の見込みがない

その他、高年者サービス等に関するお知らせ

認知症予防教室 ドレミ♪でスッキリ教室

- ・音楽と運動を取り入れた認知症予防教室
- ・もの忘れ等が気になりはじめた人が対象
- ・季節の歌を歌いながら体を動かす等、二つのことを同時に行うことで脳への刺激を増やします。
- ・公民館、コミュニティセンター等で開催 全8回コース 定員30人
- ・11月コースは川柳文化センター、瀬崎コミュニティセンターで開催予定

やすらぎ支援事業

認知症状のある65歳以上の人やその家族を対象に、やすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手になり、家族の介護負担軽減を図ります(派遣回数に限度あり)。利用料は無料です。

【対象者】

65歳以上の在宅高年者で、認知症日常生活自立度Ⅱa(日常生活に支障をきたしても、誰かが注意していれば自立できる状態)からⅢa(日中を中心に日常生活に支障をきたし、介護を必要とする状態)の人とその家族。

在宅医療相談窓口「在宅医療サポートセンター」のご案内

草加八潮医師会では、在宅医療・療養に関する相談窓口「在宅医療サポートセンター」を設置し、在宅医療を必要とする市民の皆さんに対して、地域の多職種にわたる医療・介護関係者が在宅療養サービスを提供できるよう対応しています。

相談受付は電話またはFAXで。

【場 所】草加市保健センター内1階(草加市中央1-5-22)

【電話番号】048-959-9972

【F A X】048-959-9982

【相談時間】月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

お問い合わせ

●草加市役所 長寿支援課

